



令和 5 年（ネ受）第 30 号 マイナンバー離脱等請求上告受理申立て事件
申立人 坊 真彦 外
相手方 国

上告受理申立て理由書

2023（令和5）年8月2日

最高裁判所 御中

申立人ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正明



【 目 次 】

第 1 はじめに	3 頁
第 2 続発する事故事例	3 頁
1 はじめに	3 頁
2 事故事例の内容	3 頁
3 事故事例が制度上の不備に由来すること	8 頁
第 3 住基ネット最高裁判例違反	10 頁
1 概要	10 頁
2 情報の秘匿性	10 頁
3 データマッチングについて	11 頁
4 個人情報の漏洩の危険	12 頁
5 小括	13 頁
第 4 マイナンバー最高裁判例違反	14 頁
1 概要	14 頁
2 改正法の内容	14 頁

3	マイナンバー最判の判示内容（利用範囲の限定）	15 頁
4	改正法が利用範囲の限定に反すること	15 頁
5	改正法が委任の範囲を逸脱すること	17 頁
6	制度上の不備による重大な事事故例の続発	18 頁
7	小括	20 頁
第 5	結語	21 頁

第1 はじめに

本書面では、現在進行形で拡大している個人情報漏洩事故について、最初に説明したうえで（後記第2），マイナンバー制度を合憲とする原判決が住基ネットに関する最高裁判例に違反すること（後記第3），また、改正法を考慮するならばマイナンバー制度を合憲とする原判決が改正前のマイナンバー制度に関する最高裁判例にも違反していること（後記第4）について、述べる。

第2 続発する事事故例

1 はじめに

原判決言渡し（2023年5月15日）の前後から、各種報道や国からの発表により、マイナンバー制度の根幹を揺るがすような重大な事事故例が次々と明らかになっている。これらの事事故例は、「法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために法令等の根拠に基づかず又は正当な目的の範囲を逸脱して原告らの個人番号や特定個人情報が第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じている」（原判決が是認する一審判決、57頁）と評価されるべきものである。

事事故例のうち主なものを集計したものが別表であるが、以下に、事事故例の概要について、説明する。

2 事事故例の内容

(1) 住民票等の誤発行

2023年3月27日、横浜市内のコンビニエンスストアでの証明書交付サービスにおいて、別人の住民票等が出力されるという事故が発生し、そのうち住民票の写し1件（1人）については、個人番号が記載されたものであった（横浜市記者発表資料、2023/4/7）。

同様の事故は、東京都足立区、徳島県徳島市、川崎市でも発生し

ており、同じ会社（富士通 J a p a n 株式会社）のシステムを使用している地方自治体は 200 弱存在する。

同年 5 月 9 日、デジタル庁は、システム提供会社に対し、システムの一時停止と再点検を要請したことを明らかにし（朝日新聞 2023/5/10），システム提供会社は同年 6 月 17 日に点検を完了させた。しかし、同月 28 日、福岡県宗像市で他人の住民票が発行される事案が発生し、全国 123 自治体で再びサービスを停止した（朝日新聞 2023/7/1）。

(2) 印鑑登録証明書の誤発行

同年 5 月 16 日、熊本市は、個人番号カードを利用して印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで交付するサービスにおいて、登録を抹消した本人の古い証明書が誤って発行される事故が 5 件発生していたことを明らかにした（朝日新聞 2023/5/17）。さいたま市も、同日、印鑑登録を抹消したにもかかわらず、コンビニ交付システムにおいて 2 名に対し印鑑登録証明書 3 件を誤って発行していたことを明らかにした（さいたま市ホームページ 2023/5/16 発表）。

(3) マイナ保険証での別人情報のひもづけ

同年 5 月 12 日、厚生労働省は、個人番号カードと一体化した健康保険証（以下、「マイナ保険証」という。）に別人の情報が搭載された事例が、2021 年 10 月から 2022 年 11 月に 7312 件確認され、そのうちの 5 件では、マイナ保険証を医療機関等で利用した際、別人の薬剤や医療費等の個人情報が閲覧されていたことを明らかにした（読売新聞 2023/5/13）。さらに、その後の調査で、60 件の誤登録が新たに確認され、総件数は 7372 件となり、他人が閲覧していた件数も 10 件となった（朝日新聞 2023/6/14）。この原因については、健康保険組合等が加入者の保険証と個人番号カ

ドを連携させる際、入力を誤ったことが原因ではないかとみられている（読売新聞 2023/5/13）。

同年5月19日、兵庫県職員が加入している地方職員共済組合県支部は、マイナ保険証に誤って同姓同名の別人情報がひもづけられた事例が1件発覚したことを明らかにした（インターネット時事メディカル 2023/5/19）。これは、共済組合と無関係の人物が同月17日、自身の情報をるためにマイナポータルを閲覧したところ、同組合に加入している同姓同名の人物の住所、医療関係情報が表示されたことで発覚した。共済組合員の被扶養者1人の情報を入力する際、生年月日を誤って入力し、この誤情報に基づいて国のシステムから個人番号を取得した結果、たまたま誤入力した生年月日で同姓同名の人物がいたため、ミスに気付かないまま、この被扶養者の個人情報に別人がひもづけられたとされている（インターネット時事メディカル 2023/5/19）。

(4) 本人同意のない健康保険証機能の登録

同年6月5日、厚生労働省は、自治体が個人番号カードを交付する際などに、本人が同意していないのに健康保険証の機能を持たせた事例があったと明らかにした（朝日新聞 2023/6/6）。同年7月4日には、新たに6件の事例があったと発表し、これまで判明していた5件とあわせて11件となった（北陸中日新聞 2023/7/5）。意思確認が不十分だったことによる事務的なミスだったと説明している（朝日新聞 2023/6/6）。

なお、同省は、誤登録を昨年から確認しており、今年2月に全国の自治体に事務連絡を出していたものの、国民等への公表はしていなかったことが明らかになっている。

(5) 公金受取口座の誤登録

同年5月23日、デジタル庁は、公金受取口座の登録において、他人のアカウントに自身の預貯金口座を登録してしまう事例が複数発生したことを明らかにした（毎日新聞2023/5/24）。当初、6自治体で11件とされていたが、同月26日には、14自治体で計20件（北陸中日新聞2023/5/27）、7月4日には940件となったことを明らかにしている（朝日新聞2023/7/5）。

自治体の入力支援窓口での端末操作において、同じ端末で公金受取口座の登録を行った人物が、誤って前に手続を行った人物のアカウントに自身の預貯金口座を登録したことが原因とされている（毎日新聞2023/5/24）。

さらに、デジタル庁は、同様の事故事例を2022年7月に地方自治体からの報告で把握しながら公表していなかったことも明らかとなつた（北陸中日新聞2023/6/2）。

そして実際に、2023年6月28日と30日には、埼玉県所沢市において、医療費と介護費が限度額を超すと還付される「高額介護合算療養費」が、別人の公金受取口座に振り込まれていたことも明らかになつた（朝日新聞2023/7/19）。

又、公金受取口座の登録においては、本人名義ではなく家族や同居人、別居家族の口座を登録していたケースが約13万件（その後約14万件に）あったことも明らかにされている（毎日新聞2023/6/8、朝日新聞2023/7/5）。

デジタル庁は、今年2月に国税庁から情報提供があり、本人名義ではなく家族等の口座が登録されている事例が存在することを把握していたが、問題を明らかにせず対策もとらなかつた（朝日新聞2023/6/8）。

さすがに個人情報保護委員会も、同年7月19日、公金受取口座

の誤登録により個人情報が漏えいした問題で、デジタル庁に対してマイナンバー法に基づく立ち入り検査を始めた。同検査においては、同年6月にデジタル庁から受け取った報告書類だけでは実態把握が不十分だったとして、必要に応じて行政指導に踏み切ることも視野に、記録の確認や職員からの聞き取りも実施するとしている。個人情報保護委員会としても、立ち入り検査が必要な、重大な問題であるとの危機感を持っているのである。

(6) 年金記録の誤登録

マイナポータルで他人の年金記録の閲覧が可能なケースが約170件に上ることが明らかになった（読売新聞2023/6/11）。加入者が自分の情報を確認しようとしたところ、他人の情報が表示され、誤登録が明らかになった。地方公務員の共済組合で確認された。

(7) マイナポイントの別人付与

同年5月25日、マイナポイント事業で、ポイントを別人に付与する事案が90自治体で113件確認されたと公表され（朝日新聞2023/5/27）、6月20日の最終報告では131自治体172件が確認されている（朝日新聞2023/6/21）。

(8) 障害者手帳情報の誤登録

同年4月28日、静岡県は、身体障害者手帳を有する県民から、自身の情報がマイナポータルで確認できないとの連絡を受けて、自らの情報が見られないケース、他者の情報が見られる可能性も考えられることから、障害者手帳情報とマイナポータルの情報連携を一時停止した（静岡県HP、朝日新聞2023/6/21）。

その後、宮崎県（毎日新聞2023/7/13）や鳥取市（朝日新聞2023/7/20）でも同様の事案が報告されている。

(9) 別人の顔写真の貼付

別人の写真が貼付された個人番号カードの発行も、相次いで報告されている（読売新聞 2023/5/13, 北陸中日新聞 2023/6/6, 北國新聞 2023/6/23）。手続きの際に、職員が証明写真を取り違えたことが原因とされている。

3 事故事例が制度上の不備に由来すること

(1) これら事故事例は、個人番号カードを利用することで別人の住民票写しや戸籍証明書の一部が交付されて特定個人情報、個人情報が漏えいした事故事例、個人番号カードに別人の特定個人情報がひもづけられて、別人の特定個人情報、個人情報が、閲覧できた、他者のもとに渡ったという事故事例、公金受取口座の登録において、他人のアカウントに自身の預貯金口座を登録してしまった事故事例であり、番号制度の破綻を意味するものである。

(2) とりわけ上記 2(1)の事例は、人為的ミスではなくシステムそのものに問題があったのであるから、一審判決が指摘する「システム技術上の不備」と言え、その結果、他人が住民票を閲覧しているのであるから、個人情報が第三者に開示された重大な事故事例である。

又、上記 2(3)や(6)の事例は、薬剤や医療費等又は年金情報等の秘匿性の高い個人情報が他者に閲覧されたのであるが、個人情報が現実に第三者に開示されてしまった重大な事故事例である。

また、個人番号カードに別人の薬剤情報がひもづけられていたことは、不適切な薬剤の処方がなされて、国民の生命、身体の安全に対する重大な脅威となるものであって、極めて危険でもある。

更に、上記 2(5)の事例は、結果として金銭的実害が生じてしまった事故事例である。

(3) 尚、これらの事故事例は人為ミスに起因するものではあるが（ただし、上記 2(1)は技術上の問題）、河野デジタル相も認めているように、

人為的ミスが発生することは不可避であり、この点で、システム上人為的ミスは避けられない。そうであれば、情報漏洩の観点から考えられるシステム技術上の対策としては、人為的ミスが発生したとしても、ミスをいち早く把握して最終的な個人情報の漏洩に至る前にこれを阻止する対策までを含むことが必要である。しかし、現在のシステムについては、この人為的ミスを防ぐ手段あるいは人為的ミスがあったとしても個人情報が第三者に開示されないようなシステムに補正される見込みはなく、これは一審判決が指摘する「法制度上又はシステム技術上の不備」と言わざるを得ない。

(4) したがって、以上に述べた事事故例は、番号法に基づく特定個人情報の利用、提供等に関して法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために特定個人情報が法令等の根拠に基づかず又は正当な目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じていることを端的に示すものであるにとどまらず、国民の生命、身体、財産をも危険にさらすものであることも意味しているのである。

(5) なお、さすがにこれらの重大事故の頻発を放置できなかつたのか、現在、個人情報保護委員会によるデジタル庁への立ち入り検査が開始されている。しかし、マイナンバー制度の安全性を担保するために最も重大な役割を担っている個人情報保護委員会による監督権限においても、その独立性や監督の実効性に大きな疑義が生じている。

すなわち、現在、監督を受ける立場のデジタル庁のトップであるデジタル大臣は河野太郎氏であるところ、監督権限行使する個人情報保護委員会の政府内の担当大臣も河野太郎氏となっている。個人情報保護委員会が独立性の高い組織と言われてはいるものの、これでは監督する側とされる側の立場が一致、または非常に近接して

おり、実効的な監督ができないことが外形上からも疑われる。

加えて、デジタル大臣と個人情報保護委員会の担当大臣の兼任は、現在の河野太郎氏に限ったことではなく、その前任（当時の牧島かれん大臣）や前々任（当時の平井卓也大臣）もほぼ同様の状態であった。すなわち、双方の兼任は現在だけの偶然の事態などではなく、ほぼ恒常に兼任される状態であったといえる。

マイナンバー制度の安全性を担保するために最も重要な役割を担う個人情報保護委員会の監督について、このようにその独立性や監督権限の実効性に疑義が生じている状態は、法制度上又はシステム上の不備と言わざるを得ない。

第3 住基ネット最高裁判例違反

1 概要

原判決は、住民基本台帳ネットワークシステム最高裁判決（最高裁第一小法廷平成20年3月6日判決、最高裁判所民事判例集62巻3号665頁、以下「住基ネット最判」という。）の判断に反しており、破棄されるべきである。

この点、申立人らは、住基ネット最判の判断をそのまま是認するものでないが、仮に住基ネット最判の判断を前提としても、原判決はこれに反している。以下、具体的に住基ネット最判の判示を引用しながら述べる。

2 情報の秘匿性

住基ネット最判は、住基ネットが憲法13条によって保障されている「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を侵害するか否かについて、「住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所から成る4情報に、

住民票コード及び変更情報を加えたものにすぎない。」としたうえで、4情報も変更情報も「いずれも、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。」し、住民票コードも住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等の目的に利用される限りにおいては、「その秘匿性の程度は本人確認情報と異なるものではない。」と判示し、住基ネットが管理、利用等する情報が秘匿性の高い情報ではないことをその判断の前提としている。この点こそが、マイナンバー制度との根本的な違いである。

この点、マイナンバー制度において管理、利用等される情報は、4情報以外に、給与額、地方税額、勤務先、預貯金額及び金融機関名等の個人の財産等に関する情報のほか、障害の有無・内容、社会保障給付の有無・内容等の情報、さらには医療機関への受診記録、病名、診断内容等の個人の健康状態に関する情報なども含まれており、これらは個人のプライバシーそのものであり、極めて秘匿性の高い情報である。

したがって、マイナンバー制度が憲法に反するか否かを判断するにあたり住基ネット最判の枠組みを用いるにしても、マイナンバー制度が極めて秘匿性の高い情報を利用、管理等するものであることを前提とする必要がある。それにもかかわらず、原判決は、この点を全く考慮することなく漫然と住基ネット最判の規範をそのまま適用しようとしており、本来は住基ネット最判の規範が及ばないものにまで同規範を適用しようとしている点で、住基ネット最判に反している。

3 データマッチングについて

また、住基ネット最判は、データマッチングを住基ネットの目的の範囲外としている。すなわち、「データマッチングは本人確認情報の目的外利用に当たり、それ自体が懲戒処分の対象になるほか、データマ

ッキングを行う目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集する行為は刑罰の対象となり、さらに、秘密に属する個人情報を保有する行政機関の職員等が、正当な理由なくこれを他の行政機関等に提供してデータマッチングを可能にするような行為も刑罰をもって禁止されていること」などと理由を述べて、「住基ネットの運用によって原審がいうような具体的な危険が生じているということはできない。」と判示する。

この点、マイナンバー制度は、上記4情報に加えて個人の財産等に関する情報、社会保障給付に関する情報、健康状態に関する情報等を一つのマイナンバーに紐づけることを根幹に据えた制度であり、各種行政機関の保有する情報をマイナンバーをキーとして収集して突合することにこそ、その本質がある。

したがって、マイナンバー制度は、住基ネット最判が目的外利用に該当するとして否定するデータマッチングをまさに行おうとする制度であって、住基ネット最判の規範を当てはめて判断することは許されない。それにもかかわらず、原判決は住基ネット最判の規範をそのまま適用して合憲の判断を導いており、本来用いることできない規範を用いている点、及び、住基ネット最判の規範によれば違憲となるはずのものを合憲と判断している点で、住基ネット最判に反している。

4 個人情報の漏洩の危険

さらに、住基ネット最判は、「住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的危険はないこと、受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること」等を根拠に、「住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根

拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。」と判示する。

この点、マイナンバー制度においては、上記第2にて各種の事故事例を紹介したとおり、重大な情報漏洩事故が発生している。そしてこれらの漏洩事故は、まさに法制度上又はシステム上の不備に基づいて発生したものである。したがって、マイナンバー制度の下では、個人の情報がみだりに第三者に開示される具体的危険、すなわち人権侵害の事実がすでに現実化しているといえ、住基ネット最判の規範によれば、違憲と判断されなければならない。しかし原判決は、住基ネット最判の規範を適用しながら、マイナンバー制度を合憲と判断しており、住基ネット最判の判断に反している。

5 小括

以上のとおり、原判決は、住基ネット最判の判断に反しているというべきである。

すなわち、原判決は「番号利用法及び番号制度は、このような個人番号と結びつけられる情報があることをも踏まえた制度設計がなされているから・・・(中略)・・・番号利用法が、秘匿性のある特定個人情報を含む個人情報を対象とすることをもって、憲法13条及び41条に違反することはできない。」(原判決32~33頁)、「番号制度を通じて結合され得る個人情報については、目的外利用を阻止するための各種の仕組み及び個人の人格を描き出し得るほどのまとまりをもった個人情報が外部に漏えいすることを阻止するための仕組みが設けられていると評価することができる」(原判決34頁)、情報漏えい等の具体的危険についても「抽象的に存在する危険にすぎないというべきである。」(原判決35頁)と判示する。

しかし、マイナンバー制度が秘匿性のある特定個人情報を含む個人情報を利用、管理等する制度であること、マイナンバー制度がデータマッチングすることを前提とした制度であること、その上で現実に個人情報の漏洩が続いていることから個人の情報がみだりに第三者に開示される具体的危険が現実化していることを踏まえると、原判決の判示は、住基ネットとの制度のちがいを看過しているのみならず、情報漏えいの具体的危険の判断についても住基ネット最判の判断に反している。

したがって、原判決は住基ネット最判の判断に反し判例違反として破棄されなければならない。

第4 マイナンバー最高裁判例違反

1 概要

2023年6月2日、マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の改正法案が可決され、改正法が成立した。しかし、この改正法は、マイナンバー制度の合憲性について判断した最高裁判決（最高裁第一小法廷令和5年3月9日判決、以下「マイナンバー最判」という。）に照らして、違憲である。したがって、改正内容を踏まえるならば、マイナンバー法を合憲とする原判決も、マイナンバー最判に反するものといえる。

2 改正法の内容

改正法は、当初予定していた税・社会保障・災害対策の3分野以外の行政事務についてもマイナンバーの利用促進を図るものとなっている。具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とすること、法律でマイナンバーの利用が

認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用を可能とすること、法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで法改正なく情報連携を可能とすること、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は定期間に回答がなく同意したものとして取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能とすること等を内容としている。

3 マイナンバー最判の判示内容（利用範囲の限定）

- (1) 同最判は、マイナンバー法に基づく特定個人情報の利用、提供等が正当な行政目的の範囲内で行われていると認定する理由として、次のように判示している。すなわち、「番号利用法は、個人番号の利用範囲について、社会保障、税、災害対策及びこれらに類する分野の法令又は条例で定められた事務に限定することで、個人番号によって検索及び管理がなされることになる個人情報を限定するとともに、特定個人情報について目的外利用が許容される例外事由を一般法よりも厳格に規定している」ことに言及したうえで、行政目的の正当性を認定している。
- (2) また、同最判は、マイナンバー制度に法制度上又はシステム技術上の不備による情報漏洩の具体的な危険が無いと認定する理由の一つとしても、その利用範囲が社会保障、税、災害対策の3分野に限定され、目的外利用が厳格に制限されていることを挙げている。

4 改正法が利用範囲の限定に反すること

現行のマイナンバー法は、第3条において、マイナンバーの利用に関する施策の推進につき、「社会保障制度、税制及び災害対策に関する

分野における利用の促進を図る」と規定し、原則、税・社会保障・災害対策の3分野において利用促進を図ることとしていた。しかし、改正法は、第3条において「社会保障制度、税制及び災害対策その他の行政分野における利用の促進を図る」と改正され、「その他の行政分野」を含めることで税・社会保障・災害対策の3分野以外の行政事務についてもマイナンバーの利用促進を図ることとしており、現行法における特定個人情報の利用分野の3分野への限定という原則が取り扱われる規定となっている。

改正法のもとでは、マイナンバーの利用範囲について、社会保障、税、災害対策の3分野に限定されないのであるから、マイナンバーによって検索及び管理がなされることになる個人情報も3分野に限定されないことになる。また、特定個人情報について目的外利用が許容される例外事由を一般法よりも厳格に規定しているということにもならない。また、税・社会保障・災害対策の3分野以外の行政事務についてもマイナンバーの利用促進を図ることにより、マイナンバーによって検索及び管理がなされることになる個人情報の範囲が拡大し、特定個人情報について目的外利用が許容される例外事由が一般法と同じ、若しくは一般法よりも緩和されてしまう可能性も十分にある。

例えば、改正法のもとでは、在留資格に係る許可に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となるのであるから、当該個人の収入、雇用、労働条件、家族構成、納税義務の履行状況、犯罪歴、刑事処分歴、素行が不良と見受けられる事情の有無、出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務の履行状況等といった税・社会保障・災害対策以外の分野についての個人情報も含めて、マイナンバーによって検索及び管理がなされることになる。

このように、マイナンバー最判の直後に、これをかえりみない立法

が提案されることは、最高裁判例に対する挑戦としか考えられない。改正法は、マイナンバー最判が制度を合憲とした理由（利用範囲の厳格な限定）を明らかに逸脱したものであって、これに反しており、違憲である。

5 改正法が委任の範囲を逸脱すること

(1) マイナンバー最判は、現行のマイナンバー法19条14号及び16号について、特定個人情報の提供の禁止が解除される例外事由の一部の定めを政令又は個人情報保護委員会規則に委任している点について、「特定個人情報の提供が許さるべき全ての場合を同法に規定することは困難であり、その一部を政令等に委任することには合理的必要性があるというべきである」と判示する。

また、同最判は、同法19条14号について、「各議院が国会法104条1項により審査又は調査を行うとき」などといった具体的な場合を掲げた上で、「その他政令で定める公益上の必要があるときと定めるものであり、法令の規定に基づく審査や調査等が行われる場合であって、上記の具体的な場合に準ずる公益上の必要があるときに限定して政令に委任したものと解され、白紙委任を行うものとはいえないし、これを受けた番号法施行令25条及び別表各号の内容をみても、上記の委任の範囲を超えるものとは認められない、同法19条16号も、具体的かつ詳細な規定である同条1号から15号までに準ずる相当限られた場合に限定して個人情報保護委員会規則に委任したものであり、白紙委任を行うものとはいはず、これを受けた同規則の内容をみても、上記の委任の範囲を超えるものとは認められない」と判示する。

(2) これに対し、申立人らは、控訴理由書や控訴審第2準備書面などにおいて、現行のマイナンバー法19条14号及び16号が白紙委

任を行うものであり、また、委任の範囲を逸脱するものであることを主張した。また、法律でマイナンバーの利用が認められている事務に「準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）」については、その範囲が不明確であり、当初から税・社会保障・災害対策とおよそ関連性のない破壊活動防止法による処分の請求、審査、調査、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律による調査、国際捜査共助等に関する法律による共助、少年法による調査等の分野において特定個人情報の提供が可能な委任立法となっていた。

このように、現行法においてもすでに委任の範囲を逸脱していた実態からすれば、その利用範囲を拡大しようという意図に基づき成立した改正法のもとにおいては、更に、法律でマイナンバーの利用が認められている事務とおよそ関連性のない分野にまで特定個人情報の提供が可能となっていくことが明らかである。また、主務省令に規定して法改正なく情報連携を可能とすることにより、法律でマイナンバーの利用を認めている事務とおよそ関連性のない分野にまで、容易に特定個人情報の提供を可能にする法体系となり、さらに特定個人情報の提供の規定の白紙委任性、委任の範囲の逸脱は明らかなものとなっている。

(3) したがって、現行のマイナンバー法19条14号及び16号に相当する改定法19条15号及び17号は、マイナンバー最判が委任の範囲を超えないとした前提（利用範囲を3分野に限定）を違えており、もはや同最判の規範に照らしても、違憲な法律である。

6 制度上の不備による重大な事故事例の続発

(1) マイナンバー最判は、マイナンバー制度やそこで取り扱われる特定個人情報の内容に照らし、その危険性について、次のように判示した。

「特定個人情報の中には、個人の所得や社会保障の受給歴等の秘匿性の高い情報が多数含まれることになるところ、理論上は、対象者識別機能を有する個人番号を利用してこれらの情報の集約や突合を行い、個人の分析をすることが可能であるため、具体的な法制度や実際に使用されるシステムの内容次第では、これらの情報が芋づる式に外部に流出することや、不当なデータマッチング、すなわち、行政機関等が番号利用法上許される範囲を超えて他の行政機関等から特定の個人に係る複数の特定個人情報の提供を受けるなどしてこれらを突合することにより、特定個人情報が法令等の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じ得る」。

しかし、結論としては、「法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために特定個人情報が法令等の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない」として、合憲とした。

(2) しかしながら、現行のマイナンバー法においてすら、上記第2にて述べたとおり、多数の漏洩事故が生じており、その全容も不明である。これはまさに、マイナンバー最判が指摘するところの、「特定個人情報が法令等の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表」される事態が生じていると言わざるを得ない。

これに対して現行法は、必ず生じる人為ミスを想定してその場合でも特定個人情報が第三者に漏洩しないような制度やシステムも備えていないのであって、今後も上記と同様の漏洩事件が発生することは、もはや確実と言わざるを得ない。このような現状は、マイナンバー最判が指摘するところの、「法制度上又はシステム技術上の不

備」により、今後も漏洩事故が発生する「具体的な危険」が生じていると言わざるを得ない。

(3) そして、改正法は、漏洩対策については大きな変更もないままに、その利用範囲について大きく拡大させるものである。その結果として、現行よりも漏洩事故が多発し、その原因究明はますます困難さを増すことが容易に予想される。

その一方で、利用範囲拡大による漏洩事故の多発に備え、法制度上及びシステム上の対策を充実させなければならないところ、この点には大きな変更がないのであるから、「法制度上又はシステム上の不備」はますます拡大することになる。

したがって、改正法は、マイナンバー最判が判示する「法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために特定個人情報が法令等の根拠に基づかず又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険」が生じていると言わざるを得ず、同最判の規範に照らして、違憲である。

7 小括

以上のとおり、本年6月に可決、成立した改正法は、マイナンバー最判の判示に違反する違憲なものである。

すなわち、マイナンバー最判は、利用範囲が税、社会保障、災害対策の3分野に厳格に限定されているとの点を重視し、行政目的の正当性や目的外利用が厳格に制限されていると判示したうえで、合憲の結論を導いている。それにもかかわらず、改正法はその利用範囲を大幅に拡大するものであって、マイナンバー最判が合憲とした理由に反するものである。

また、改正法による利用範囲の拡大は、政令又は個人情報保護委員会規則により情報連携範囲の拡大を可能とする規定により、その利用

範囲の拡大が再現なく広がる可能性を有している。この点も、利用範囲の限定を合憲判断の理由とするマイナンバー最判に反するものである。

さらに、現行法においても看過し難い重大事故が続発している中で、改正法により監督機能に大きな変化が無い一方で利用範囲だけが大幅に拡大されることは、マイナンバー最判が指摘する、法制度上又はシステム技術上の不備により特定個人情報が漏洩する具体的な危険を生じさせるものといえる。

したがって、改正法を踏まえて検討するならば、マイナンバー制度を合憲とする原判決の判断は、マイナンバー最判の判断に反し判例違反として破棄されなければならない。

第5 結語

マイナンバー制度に関する最高裁判例（最高裁第一小法廷令和5年3月9日）が出されて以降、重大な個人情報の漏洩事故が多発しており、未だその全容解明どころか、解明時期の目途も立っていない状況にある。国民のマイナンバー制度に対する批判は、日増しに厳しさを増しており、マイナンバーカードの返納の数も日々増大している。

そのような中にもかかわらず、政府は、マイナンバーの利用範囲の拡大に前のめりであり、国民に当初説明していた利用範囲を3分野（税、社会保障、災害対策）に限定するという話は、本年6月に可決、成立した改正法により、完全に反故にされた。もはや、政府の暴走ともいえるマイナンバーの利用範囲拡大に対しては、司法による歯止めなき限り、留まる術がない状況にある。本上告審においては、このような政府の暴走に対峙する機関としての司法の役割を重視した判断をなされるよう求める次第である。

マイナンバー、個人番号カードに関するトラブル報道

※ 2023年6月2日、改正マイナンバー法成立

番号	事案	報道日（※いずれも2023年）	発生時期等	自治体名等	状況等
(1)	住民票誤発行 (コンビニ交付)	3/31 朝日新聞 5/10 朝日新聞 5/13 読売新聞	23年3月27日 23年3月・4月 23年3月27日	横浜市 東京都足立区 徳島市	4人が5枚の別の住民票取得。個人情報11人分 3月、4月に誤交付各1件、計2件 4自治体で計14件に
	住民票誤発行	7/1 朝日新聞	23年6月28日	福岡県宗像市	市役所窓口で住所変更手続後、専用の機械で申請したところ、別の住民票発行
	戸籍証明書誤交付 (コンビニ交付)	5/10 朝日新聞	23年5月2日	川崎市	別人の戸籍全部証明書出力
(2)	印鑑登録証明書誤交付	5/17 朝日新聞		熊本市(5)・さいたま市(3)・新潟市(3)	抹消後の古いデータ 11件 (富士通Japan)
(3)	健康保険証 別人にひもづけ	5/13 読売新聞 6/14 朝日新聞	21年10月～22年11月 22年12月～23年5月22日		7312件 閲覧 5件 さらに60件 閲覧は10件に
(4)	健康保険証機能 勝手に登録	6/6 北陸中日新聞 6/23 北國新聞 7/5 北陸中日新聞	22年に確認 23年5月1日	金沢市 山形市・いわき市・富山市・名古屋市・堺市・大牟田市	6/2までに 5件 (1件) 7/4までに 新たに6件
(5)	公金受取口座 他人口座登録	5/24 毎日新聞 5/27 北陸中日新聞 6/8 每日新聞 7/5 朝日新聞	22年7月～ 23年6月7日発表 23年6月末発表	福島市など 6自治体 盛岡など14自治体に	11件 端末手続後のログアウト未了 合計 20件に拡大 748件 940件
		7/19 朝日新聞	23年6月28、30日	埼玉県所沢市	他人の公金受取口座に還付金を振込
		6/8 每日新聞 7/5 朝日新聞	23年2月把握		13万件 14万件
(6)	年金記録 別人にひもづけ	6/11 読売新聞		地方公務員共済組合	マイナポータルで閲覧可能 少なくとも 170件 他人が閲覧した事案1件
(7)	マイナポイント 別人に付与	5/27 朝日新聞 5/30 朝日新聞 6/23 北國新聞 6/24 北國新聞 6/21 朝日新聞		金沢市 小松市・能美市	5月25日に、マイナポイント事業で113件のミスが発覚 5月24日に、北九州市が公表したことによる。 デジタル庁は、昨年6月のシステム変更が原因との認識を示す。 1件 各1件 6/20 最終報告 131自治体、172件確認
(8)	障害者手帳の誤登録	6/21 朝日新聞 7/13 毎日新聞 7/20 朝日新聞	23年4月末	静岡県 宮崎県 鳥取市	同姓同名の別人 47件、手帳番号重複 15件 一人に対し複数の情報を重複してひも付け 2328件、別人 8件 手帳業務が県から市へ移管、手帳番号の重複か？ 100件以上
(9)	別人の顔写真の 個人番号カード交付	5/13 読売新聞 6/6 北陸中日新聞 6/23 北國新聞	23年1月 23年2月27日 22年12月、23年3月	島根県安来市 岐阜県各務原市 金沢市	同姓同名で同日申請分を取り違え 同じ会場で撮影した別人の写真 写真の取り違え 3件